

---

プロジェクト パーシャルスピンの会計処理

項目 第 508 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 508 回企業会計基準委員会（2023 年 8 月 24 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

## 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」の改正案

### （基準開発の範囲）

2. 取引の結果、関連会社株式になるケースも想定されることや、総体としての株主の観点及び事業を移転する組織再編との類似性を論拠とすることとの整合性から、保有する完全子会社株式の一部を株式数に応じて比例的に配当（按分型の配当）し子会社株式に該当しなくなった場合を対象とする案が望ましいと考える。

### （結論の背景）

3. 帳簿価額で会計処理する論拠については、企業会計基準適用指針第 2 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（以下「自己株式等会計適用指針」という。）第 10 項(2)の延長線上であると説明する方が良いと考える。また、延長線上であることを論拠にする場合、完全子会社を対象であることを明確にするためにも「子会社」の前に「完全」を付す文案に戻した方が良いと考える。
4. 帳簿価額で会計処理する論拠について、共通支配下の組織再編との類似性を示す方が理解しやすいと考える。自己株式等会計適用指針第 10 項(2)の延長線上にあることと双方を記載してはどうか。
5. 自己株式等会計適用指針第 10 項(1)及び(2)のいずれの場合も、総体としての株主の観点及び共通支配下の組織再編との類似性の考え方が当てはまると考えられる。これらの考え方を記載した上で、今回の基準開発ケースを自己株式等会計適用指針第 10 項(2)の延長線上の取引であると説明してはどうか。

**「税効果会計に係る会計基準の適用指針」の改正案****(結論の背景)**

6. 連結財務諸表固有の将来減算一時差異又は連結財務諸表固有の将来加算一時差異に準ずる取扱いが必要となる理由について、もう少し補足した方が良いと考える。
7. 文案において「本ケース」との表現が使われているが、会計基準等では馴染みのない表現と考えられるため見直してはどうか。

**(その他)**

8. 用語の定義において「連結財務諸表固有の将来減算一時差異又は連結財務諸表固有の将来加算一時差異に準ずるもの」を定義するとともに、連結財務諸表固有の一時差異と「同様の取扱いをすること」とされているが、定義に会計上の取扱いを記載するのは一般的ではないと考えられるため見直してはどうか。

以 上